

改 正 案	現 行
<p>（法第二条の二第一項の国土交通省令で定める港湾施設）</p> <p>第一条の二 法第二条の二第一項の国土交通省令で定める港湾施設は、岸壁その他の係留施設に附帯する次に掲げるものとする。</p> <p>一 荷さばき施設</p> <p>二 駐車場</p> <p>三 前二号の施設の機能を確保するための護岸</p> <p>四 船舶のための給水施設及び給油施設</p> <p>五 港湾管理事務所</p> <p>六 当該岸壁その他の係留施設及び前各号の施設の敷地</p> <p>七 移動式荷役機械</p> <p>（法第二条の二第一項の国土交通省令で定める規模）</p> <p>第一条の三 法第二条の二第一項の国土交通省令で定める規模は、次の各号に掲げるものであつて、当該特定重要港湾の港湾計画において定められているものとする。</p> <p>一 国際コンテナ埠頭を構成する係留施設の総延長がおおむね千メートル</p> <p>二 少なくとも一の係留施設等（外国コンテナ貨物定期船（一定の日程表に従つて就航するコンテナ貨物の運送に係る外国貿易船（外国貿易のため本邦と外国の間を往来する船舶をいう。以下同じ。）をいう。）の使用の一単位に係る国際コンテナ埠頭を構成する係留施設及び荷さばき地をいう。次号において同じ。）の前面の泊地の水深が十五メートル</p> <p>三 連続する三の係留施設等のそれぞれの奥行き（一の係留</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

施設等の面積（単位 平方メートル）を当該係留施設等に
係る係留施設の延長（単位 メートル）で除して得たもの
をいう。）がおおむね五百メートル

（法第二条の二第一項の国土交通省令で定める事情）

第一条の四 法第二条の二第一項の国土交通省令で定める事情
は、次に掲げるものとする。

一 当該特定重要港湾における年間のコンテナ取扱量及びコ
ンテナ貨物の取扱いによる地域経済の発展に対する寄与の
程度が、国民経済上特に重要であること。

二 当該国際コンテナ埠頭の機能の高度化による当該特定重
要港湾の運営の効率化を図るため、港湾管理者その他の行
政機関と当該国際コンテナ埠頭の運営者その他の民間事業
者との連携協力体制が整備されること。

三 当該国際コンテナ埠頭の利用の効率化及び高度化を図る
ための情報システムが整備されること。

四 当該国際コンテナ埠頭と道路法（昭和二十七年法律第百
八十号）第三条第一号に規定する高速自動車国道又は同法
第五条第一項第一号に規定する一般国道との連絡が確保さ
れること。

五 当該国際コンテナ埠頭の近傍において、輸送、保管、荷
さばき、流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工
をいう。）その他の物資の流通に係る業務を行うための施
設の用に供する土地の確保が容易であること。

（指定特定重要港湾の指定の公示）

第一条の五 法第二条の二第三項の規定による指定の公示は、
官報に掲載して行うものとする。

（港湾計画の軽易な変更）

（新設）

（新設）

（港湾計画の軽易な変更）

第一条の六 (略)

(港湾計画の公示)

第一条の七 (略)

(港湾施設の譲渡等)

第十四条の三 (略)

(法第五十条第一項の国土交通省令で定める申請等及びその様式)

第十五条 法第五十条第一項の国土交通省令で定める申請等は、入港届及び出港届とする。

2 前項に掲げるものの様式は、第五号の二様式とする。

(電子情報処理組織を使用してする申請等及び処分通知等)

第十五条の二 (略)

(電子情報処理組織を使用してする申請等及び処分通知等の様式)

第十五条の四 (略)

(特定運営事業の認定に係る申請手続)

第十五条の六 法第五十条の四第一項の特定港湾管理者の認定を受けようとする者(以下この条から第十五条の八までにおいて「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した第五号の三様式による申請書を特定港湾管理者に提出するものとする。

一 特定国際コンテナ埠頭の運営の事業(以下「特定運営事業」という。)の名称

二 次に掲げる事項を記載した特定運営事業の計画

第一条の二 (略)

(港湾計画の公示)

第一条の三 (略)

(港湾施設の譲渡等)

第十五条 (略)

(新設)

(申請等及び処分通知等)

第十五条の二 (略)

(申請等及び処分通知等の様式)

第十五条の四 (略)

(新設)

- イ 特定運営事業の概要
- ロ 特定運営事業の実施時期
- ハ 特定国際コンテナ埠頭の位置
- ニ 特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設の種類、数、規模及び構造
- ホ 特定国際コンテナ埠頭における年間のコンテナ取扱量の目標
- ヘ ホの目標達成の方途
- 三 特定運営事業の実施が当該指定特定重要港湾の効率的な運営に特に資するものであることを明らかにするために参考となるべき事項
- 四 次に掲げる事項を記載した特定国際コンテナ埠頭を構成する荷さばき施設その他の港湾施設（以下「荷さばき施設等」という。）の工事実施計画
- イ 荷さばき施設等の種類、数、規模及び構造
- ロ 荷さばき施設等の工事に要する費用の概算
- ハ 荷さばき施設等の工事の着手及び完成の予定期日並びに供用開始の予定期日
- 五 次に掲げる事項を記載した荷さばき施設等の管理運営計画
- イ 荷さばき施設等の管理運営の体制
- ロ 荷さばき施設等の利用者の選定の基準
- ハ 荷さばき施設等の利用料の額及びその算出方法
- 六 次に掲げる事項を記載した荷さばき施設等に係る資金計画
- イ 資金計画の概要
- ロ 資金の調達方法
- ハ 資金の使途
- 七 荷さばき施設等に係る収支計画
- 八 法第五十五条第一項、第四項又は第五項の特定国際コン

- テナ埠頭を構成する港湾施設の貸付けを希望する場合には、次に掲げる事項
- イ 貸付けを希望する期間
- ロ 特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設のうち貸付けを希望するものの種類、数、規模及び構造
- その他特定運営事業の実施に関し必要な事項
- 九 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする
- 一 既存の法人にあつては、次に掲げる書類
- イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- ロ 役員又は社員の履歴書
- ハ 株式会社にあつては、発行済株式の総数の五パーセント以上の株式を所有する株主の名簿
- ニ 最近の事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- ホ 組織を明らかにする書類
- ヘ 法第五十五条の八第一項の国の貸付けに係る特定港湾管理者の貸付けを申請する場合にあつては、当該貸付けの申請に関する意思の決定を証する書類
- 二 法人を設立しようとする者にあつては、次に掲げる書類
- イ 定款又は寄附行為の謄本
- ロ 発起人、社員又は設立者の履歴書
- ハ 株式の引受け、出資又は財産の寄附の状況又は見込みを記載した書類
- ニ 組織を明らかにする書類
- 三 法第五十五条第一項、第四項又は第五項の特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設の貸付けを希望する場合には、貸付けを希望する特定国際コンテナ埠頭の位置を表示した縮尺五万分の一以上の平面図及び当該特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設の位置を表示した縮尺一万

分の一以上の平面図

四 その他参考となるべき事項を記載した書類

一 (法第五十条の四第一項第四号の国土交通省令で定める要件

第十五条の七 法第五十条の四第一項第四号の国土交通省令で

定める要件は、次に掲げるものとする。

一 申請者が当該荷さばき施設等の建設又は改良及び管理を
適確に行う能力を有するものであること。

二 当該荷さばき施設等の工事実施計画が次の基準に適合す
るものであること。

イ 当該荷さばき施設等の位置、規模及び構造が当該特定
国際コンテナ埠頭の機能の高度化のために適切であるこ
と。

ロ 当該荷さばき施設等の供用を開始する時期が当該特定
国際コンテナ埠頭における需要の動向に照らして適切で
あること。

三 当該荷さばき施設等の管理運営計画が当該特定国際コン
テナ埠頭の公正、かつ、効率的な利用に資するものである
こと。

四 当該荷さばき施設等に係る資金計画及び収支計画が第二
号の工事実施計画及び前号の管理運営計画を実施するため
に適切なものであること。

(認定の申請の内容の公衆の縦覧手続)

第十五条の八 特定港湾管理者は、法第五十条の四第四項の規
定により認定の申請の内容を公衆の縦覧に供しようとするこ
きは、あらかじめ、縦覧の開始の日、縦覧の場所及び縦覧の
時間を公報、掲示その他の方法で公告しなければならない。

2 | 特定港湾管理者は、法第五十条の四第四項の規定により認

(新設)

(新設)

定の申請の内容を公衆の縦覧に供するときは、次に掲げる事項（公表することが不適切であると特定港湾管理者が認めるものを除く。）を公報、掲示その他の方法で公告しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称
- 二 第十五条の六第一項第一号から第五号まで（同号ハを除く。）に掲げる事項の概要
- 三 意見書の提出方法、提出期限及び提出先
- 四 前三号に掲げるもののほか、特定港湾管理者が必要と認める事項

（法第五十条の四第六項の国土交通省令で定める事項）

第十五条の九 法第五十条の四第六項の国土交通省令で定める事項は、認定運営者の認定理由その他特定港湾管理者が必要と認めるものとする。

（直轄工事の対象とする港湾施設）

第十五条の十 法第五十二条第一項第一号の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一・二 （略）
- 三 次に掲げる係留施設
- イ 外国貿易船を係留するための係留施設であつて水深十二メートル以上のもの

ロ （略）

四 （略）

2・3 （略）

（法第五十二条第二項第一号の国土交通省令で定める施設）

第十五条の十一 （略）

（新設）

（直轄工事の対象とする港湾施設）

第十五条の六 法第五十二条第一項第一号の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一・二 （略）
- 三 次に掲げる係留施設
- イ 外国貿易船（外国貿易のため本邦と外国との間を往来する船舶をいう。次条において同じ。）を係留するための係留施設であつて水深十二メートル以上のもの

ロ （略）

四 （略）

2・3 （略）

（法第五十二条第二項第一号の国土交通省令で定める施設）

第十五条の七 （略）

(準用規定)

第十七条 第一条第二項及び前条第一項の規定は、港湾管理者が法第五十四条の二第一項に規定する港湾施設を譲り受けようとする場合に準用する。この場合において、第一条第二項中「認定を受けようとする施設」及び「当該施設」とあるのは「当該港湾施設」と、前条第一項中「土地工作物譲渡申請書」とあるのは「港湾施設譲渡申請書」と、同項第三号中「当該港湾管理者」とあるのは「当該港湾管理者としての地方公共団体(当該地方公共団体が地方自治法第二百八十四条第一項の地方公共団体である場合には当該地方公共団体を組織する地方公共団体)又は当該港務局を組織する地方公共団体」と読み替えるものとする。

(法第五十五条第二項の国土交通省令で定める事項)

第十七条の二 法第五十五条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 貸付けに係る港湾施設の位置及び名称
- 二 貸付けに係る港湾施設の種類及び数
- 三 貸付けの時期及び期間
- 四 貸付けに係る港湾施設ごとの貸付料の算出方法
- 五 前各号に掲げるもののほか、特定港湾管理者による港湾の適正な運営に関し必要な事項

(特定国際コンテナ埠頭の貸付契約の内容)

第十七条の三 法第五十五条第一項、第四項又は第五項の規定により特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設を貸し付ける者(以下「貸付者」という。)は、認定運営者に当該港湾施設を貸し付けるときは、少なくとも次に掲げる事項を貸付契約の内容としなければならない。

(準用規定)

第十七条 第一条第二項及び前条第一項の規定は、港湾管理者が法第五十五条第一項に規定する港湾施設を譲り受けようとする場合に準用する。この場合において、第一条第二項中「認定を受けようとする施設」及び「当該施設」とあるのは「当該港湾施設」と、前条第一項中「土地工作物譲渡申請書」とあるのは「港湾施設譲渡申請書」と、同項第三号中「当該港湾管理者」とあるのは「当該港湾管理者としての地方公共団体(当該地方公共団体が地方自治法第二百八十四条第一項の地方公共団体である場合には当該地方公共団体を組織する地方公共団体)又は当該港務局を組織する地方公共団体」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

- 一 貸付者は、認定運営者が法第五十条の四第八項の取消しを受けたときは、当該貸付契約を解除するものとする。
- 二 貸付者は、認定運営者が法第五十条の四第一項各号に掲げる要件を欠くに至つたとき、認定運営者が法令若しくは当該貸付契約に違反したとき又は特定運営事業の実施に關し不正の行為があつたと認めるときは、当該貸付契約を解除することができるものとする。
- 三 貸付者は、特定運営事業の適正かつ確実な遂行を確保するため必要な限度において、認定運営者に対し、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができ、認定運営者はこれに応じなければならないものとする。
- 四 認定運営者は、貸し付けられた港湾施設を第三者に長期間転貸し、又はこれに係る賃借権を譲渡してはならないものとする。
- 五 認定運営者は、貸し付けられた港湾施設に自己の権原によつて附属させた物を担保に供しようとするときは、貸付者の承諾を得なければならないものとする。
- 六 異常な滞船の解消を図る必要がある場合その他公益上特別の必要がある場合において、貸付者が貸し付けられた港湾施設を認定運営者以外の者の利用に供すべきことを認定運営者に指示したときは、認定運営者はその利用を受忍しなければならないものとする。

一 (法第五十五条の八第一項の国土交通省令で定める港湾施設
第二十七条の二 法第五十五条の八第一項の国土交通省令で定
める港湾施設は、特定国際コンテナ埠頭を構成する岸壁その
他の係留施設に係留される船舶に係る輸出入に係るコンテナ

(新設)

貨物の荷さばきを行うための固定的な施設とする。

(準用規定)

第二十七条の三 第二十一条の規定は特定港湾管理者が法第十五条の八第一項の国の貸付けを受けようとする場合について、第二十二条の規定は令第十条第一項において準用する令第五条第一項第四号の国土交通省令で定める事項について、第二十三条の規定は令第十条第一項において準用する令第六条第三号の特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設の価額について、第二十四条の規定は令第十条第一項において準用する令第六条第三号の国土交通省令で定める割合について、第二十五条及び第二十六条の規定は令第十条第一項において準用する令第六条第三号の利益の額について、第二十七条の規定は法第五十五条の八第一項の特定港湾管理者の貸付けを受ける認定運営者について準用する。この場合において、第二十一条、第二十二條及び第二十五条から第二十七条までの規定中「特定用途港湾施設」とあるのは「荷さばき施設等」と、第二十一条第一項中「前条の通知を受けた港湾管理者」とあり、及び「港湾管理者」とあるのは「特定港湾管理者」と、「出資の金額並びにその時期」とあるのは「その時期」と、「貸付けを受ける者」とあるのは「貸付けを受ける認定運営者」と、同条第二項第二号中「岸壁又は棧橋並びに令第四条第二項第二号及び第四号から第七号までの施設（第五号の施設にあつては、廃棄物埋立護岸に限る。）」とあるのは「第二十七条の二の港湾施設」と、第二十二條中「令第六条第九号」とあるのは「令第十条第一項において準用する令第六条第九号」と、同条第一号中「（当該施設の利用者の選定の基準若しくは方法、使用形態又は使用料の算出方法を変更する場合を除く。）」とあるのは「（当該施設の利用者の選定の基準又は利用料の額若しくはその算出方法を変更する場

(新設)

内容を除く。)と読み替えるものとする。

第五号様式 (第十四条関係)

〇〇港湾台帳

- 1・2 (略)
- 3 (略)
- (1) (略)
- (2) 外郭施設
- (4) (略)
- (ロ) 水門及び簡門
- (3) 係留施設 (岸壁、係船浮標、係船くい、棧橋、浮棧橋、物揚場及び船揚場)
- (4) 臨港交通施設 (道路、駐車場、橋梁、鉄道、軌道、運河及びペリポード)
- (5) ～ (12) (略)
- (13) 港湾厚生施設 (船舶乗組員及び港湾における労働者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設)
- (14) (略)
- 4 (略)

第五号様式 (第十四条関係)

〇〇港湾台帳

- 1・2 (略)
- 3 (略)
- (1) (略)
- (2) 外郭施設
- (4) (略)
- (ロ) 水門及び簡門
- (3) 係留施設 (岸壁、係船浮標、係船くい、さん橋、浮さん橋、物揚場及び船揚場)
- (4) 臨港交通施設 (道路、駐車場、橋りょう、鉄道、軌道、運河及びペリポード)
- (5) ～ (12) (略)
- (13) 港湾厚生施設 (船舶乗組員及び港湾労働者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設)
- (14) (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十五条を第十四条の三とする改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに第十五条の二及び第十五条の四の改正規定は、平成十七年十一月一日から施行する。

改正案	現行
<p>（港湾計画の軽易な変更の特例）</p> <p>第八条 第三条第一項の規定による申請が見込まれ、かつ、港湾管理者が法第二十二條第一項の規定によりその実施を促進しようとする事業に係る港湾計画の変更についての港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）<u>第一条の六第五号</u>の規定の適用については、同号中「含む。」とあるのは、「含む、国土交通省関係構造改革特別区域法施行規則（平成十五年国土交通省令第四十四号）<u>第三条第一項の規定による申請が見込まれ、かつ、港湾管理者が構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）<u>第二十二條第一項の規定によりその実施を促進しようとする特定埠頭運営効率化推進事業に係る特定埠頭を構成するものを除く。</u>」とする。</u></p>	<p>（港湾計画の軽易な変更の特例）</p> <p>第八条 第三条第一項の規定による申請が見込まれ、かつ、港湾管理者が法第二十二條第一項の規定によりその実施を促進しようとする事業に係る港湾計画の変更についての港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）<u>第一条の二第五号</u>の規定の適用については、同号中「含む。」とあるのは、「含む、国土交通省関係構造改革特別区域法施行規則（平成十五年国土交通省令第四十四号）<u>第三条第一項の規定による申請が見込まれ、かつ、港湾管理者が構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）<u>第二十二條第一項の規定によりその実施を促進しようとする特定埠頭運営効率化推進事業に係る特定埠頭を構成するものを除く。</u>」とする。</u></p>